「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１　事業者

⑴ 法　　人　　名　　社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会
⑵ 法 人 所 在 地　　海部郡蟹江町大字西之森字海山３２６番地３
⑶ 電　話　番　号　　０５６７(９６)２９４０
⑷ 代 表 者 氏 名　　会 長　飯　田　數　義
⑸ 設　立　年　月　　昭和５４年３月

２　事業所の概要

⑴ 事 業 所 の 種 類　　指定訪問介護事業所　平成１２年１月２８日指定
愛知県指定　２３７５６００５９６号
⑵ 事　業　の　目　的　　指定訪問介護は、介護保険法令に従いご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。
⑶ 事 業 所 の 名 称　　蟹江町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
平成１２年１月２８日指定
⑷ 事業所の所在地　　海部郡蟹江町大字西之森字海山３２６番地３
⑸ 電　話　番　号　　０５６７(９６)３７３６
⑹ 事 務 局 長 氏 名　　黒　田　一　人
⑺ 事業所の運営方針　　本事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助、その他生活全般にわたる援助を行う。
⑻ 開 設 年 月 日　　平成１２年４月１日
⑼ 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【指定居宅介護支援事業】　　平成１１年９月２８日指定
愛知県２３７５６００２５７号
【指定居宅介護事業】　　平成１８年１０月１日指定
愛知県２３１０５０００４２号
【指定重度訪問介護事業】　　平成１８年１０月１日指定
愛知県２３１０５０００４２号
【介護予防・日常生活支援総合事業】(緩和型)平成２９年４月１日指定
蟹江町２３７５６００５９６号

【介護予防・日常生活支援総合事業】(現行型)平成３０年４月１日指定

蟹江町２３７５６００５９６号

⑽ **事業の実施地域**　蟹江町全域(ただし、通院介助等については、別に定める。)

⑾ **営業日及び営業時間、サービス提供時間**

営 業 日　　月曜日～金曜日（祝日を除く及び１２月２９日～１月３日を除く）

営業時間　　午前８時３０分～午後５時１５分

サービス提供時間　　日曜日～土曜日　午前６時～午後１０時（祝日を含む）

３　職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（主な職員の配置状況）※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（令和８年４月１日現在）

職　　種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1　管理者	１名			１名	
2　サービス提供責任者	１名	１名			訪問介護員等
3　居宅介護従事者(ホームヘルパー)	１名	14名	3.4名		訪問介護員
⑴　介護福祉士	１名	４名			訪問介護員
⑵　実務者研修		１名			訪問介護員
⑶　訪問介護養成研修２級(ヘルパー２級)課程修了者		９名			訪問介護員
⑷　ガイドヘルパー養成研修修了者		（２名）			訪問介護員

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週38.75時間）で除した数です。（例）週7.75時間勤務の職員が５名いる場合、常勤換算では、１名（7.75時間×５名÷38.75時間＝１名）となります。

４　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問して、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

⑴　利用料金が介護保険から給付される場合
⑵　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

⑴　介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

①身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

②生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

〈サービスの概要と利用料金〉

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

- **入浴介助**　入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- **排泄介助**　排泄の介助、おむつ交換を行います。
- **食事介助**　食事の介助を行います。
- **体位変換**　体位の変換を行います。
- **通院介助**　通院の介助を行います。

②生活援助

- **調　　理**　ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- **洗　　濯**　ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- **掃　　除**　ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- **買 い 物**　ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

〈サービス利用料金〉

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前８時から午後６時）での利用料金は、次のとおりです。

	サービスに要する時間		20分以上 30分未満	30分以上 １時間未満	１時間以上 １時間半未満
身体介護	利用料金		２，５４２円 （２４４単位）	４，０３２円 （３８７単位）	５，９０８円 （５６７単位）
	利用者負担 １割	介護保険給付額	２，２８８円	３，６２９円	５，３１８円
		自己負担額	２５４円	４０３円	５９０円
	利用者負担 ２割	介護保険給付額	２，０３４円	３，２２６円	４，７２７円
		自己負担額	５０８円	８０６円	１，１８１円
	利用者負担 ３割	介護保険給付額	１，７８０円	２，８２３円	４，１３６円
		自己負担額	７６２円	１，２０９円	１，７７２円

＊１時間半以上３０分増す毎に 82 単位を加算した単位数となります。

	サービスに要する時間		20分未満	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料金			１，８６５円 （１７９単位）	２，２９２円 （２２０単位）
	利用者負担１割	介護保険給付額		１，６７９円	２，０６３円
		自己負担額		１８６円	２２９円
	利用者負担２割	介護保険給付額		１，４９２円	１，８３４円
		自己負担額		３７３円	４５８円
	利用者負担３割	介護保険給付額		１，３０６円	１，６０５円
		自己負担額		５５９円	６８７円

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間２０分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間		20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
利用料金		６７７円 （６５単位）	１，３５４円 （１３０単位）	２，０３１円 （１９５単位）
利用者負担１割	介護保険給付額	６１０円	１，２１９円	１，８２８円
	自己負担額	６７円	１３５円	２０３円
利用者負担２割	介護保険給付額	５４２円	１，０８４円	１，６２５円
	自己負担額	１３５円	２７０円	４０６円
利用者負担３割	介護保険給付額	４７４円	９４８円	１，４２２円
	自己負担額	２０３円	４０６円	６０９円

☆ 介護報酬は１単位あたり10.42円になります。

☆特定事業所加算（Ⅱ）・所定単位数10/100加算

☆介護職員等処遇改善加算Ⅳ・１月につき所定単位数に170/1000加算

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の利用者負担割合分（１割か２割か３割）を追加料金としてご負担いただきます。

①初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。

②緊急時訪問介護加算

利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。

☆平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後６時から午後１０時まで）：２５％

・早朝（午前６時から午前８時まで）：２５％

☆２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合＊は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

＊２人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

⑵　介護保険の給付対象とならないサービス

☆介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全

額がご契約者の負担となります。

⑶　交通費

蟹江町全域無料

⑷　利用料金のお支払い方法

前記⑴、⑵の自己負担金は、１か月ごとに計算し、利用月の翌月２７日に貴口座より引き落とします。

⑸　利用の中止、変更、追加

☆利用予定日の前にご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

☆当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料(利用料の１割)をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

５　サービスの利用に関する留意事項

⑴　サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

⑵　訪問介護員の交替

☆ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

☆事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

６　サービス実施時の留意事項

⑴　契約者は、定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

⑵　訪問介護サービスの実施に関する指示、命令は、すべて事業所が行います。

⑶　サービス実施時の留意事項

☆定められた業務以外の禁止

ご契約者は「４．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することは出来ません。

☆訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

☆備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただき

ます。

⑷　サービスの利用当日にご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

⑸　訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

・医療行為
・ご契約者もしくは、その家族等からの金銭又は高価な物品の授受
・ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
・飲酒及びご契約者もしくは、その家族等の同意なしに行う喫煙
・ご契約者もしくは、その家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
・その他ご契約者もしくは、その家族等に行う迷惑行為

⑹　緊急時の対応について

サービス提供中にご契約者に容態の変化等、緊急の事態が発生した場合はご契約者の家族、もしくは緊急連絡先、並びに主治医に連絡します。

⑺　事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご契約者の家族、担当の介護支援専門員及び蟹江町へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7　虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

⑴　虐待防止委員会の開催
⑵　高齢者虐待防止のための指針の整備
⑶　虐待防止研修の実施
⑷　専任担当者の配置

8　損害賠償保険への加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名　　賠償補償（総合補償タイプ）
補償の概要　　対人、対物、受託品

当事業所が行った訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9　苦情の受付について

苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

蟹江町社会福祉協議会　　電話　０５６７－９６－２９４０

（月曜日～金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分）

苦情受付担当者　サービス提供責任者　竹　内　み　ど　り

苦情解決責任者　　事務局長　　黒　田　一　人

蟹江町役場　介護福祉課　電話　０５６７－９５－１１１１

（月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分）

国民健康保険団体連合会　電話　０５２－９７１－４１６５

（月曜日～金曜日　午前９時～午後５時）

10　第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況　　１　あり　　２　なし

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者　指定訪問介護事業所

訪問介護員　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者　住所　蟹江町

氏名　　印

代理人　住所

氏名　　印